



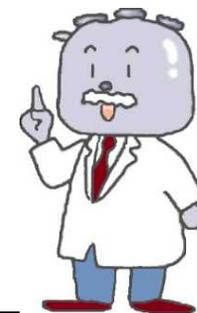
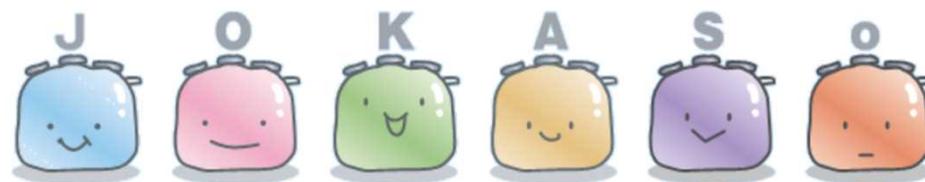
# 特定既存単独処理浄化槽の措置の推進について



令和5年3月

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

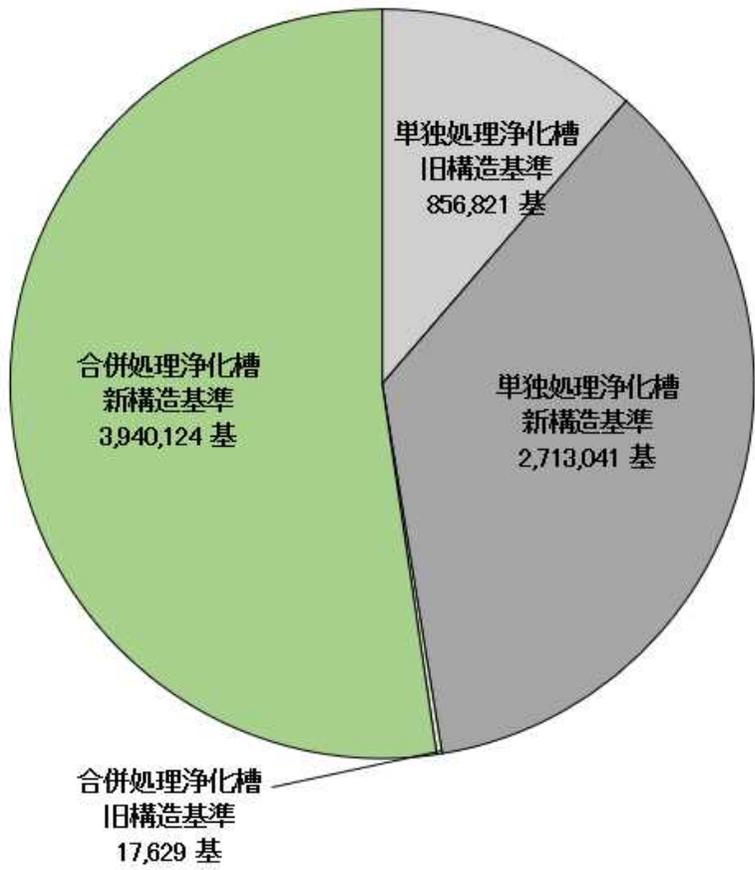


浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

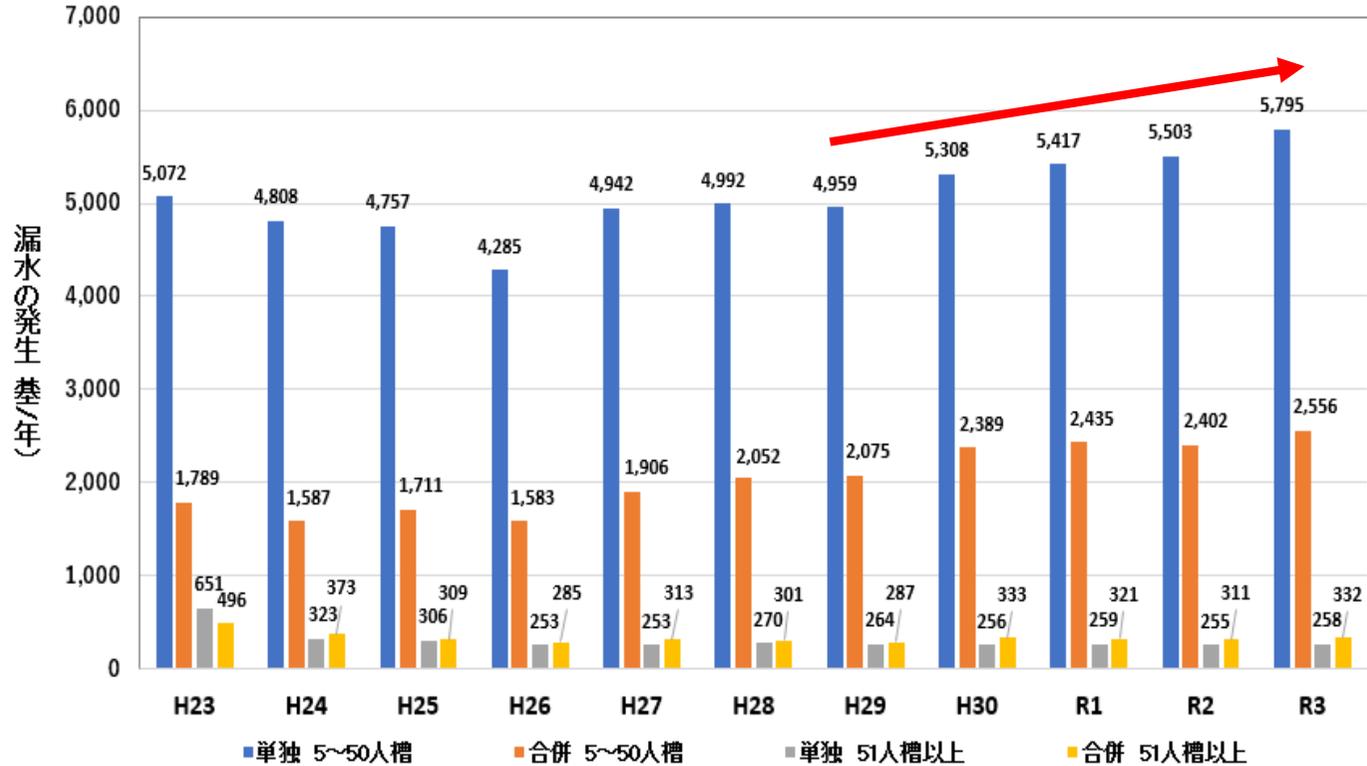
# 1. 単独処理浄化槽の実情

## 令和4年度浄化槽の指導普及に関する調査の結果より

- 令和3年度末時点での浄化槽の設置状況については、約750万基であり、うち単独処理浄化槽は約47%の357万基。このうち、旧構造基準は24%を占めており、これを含めて設置から30年以上経過している場合には、老朽化等による生活環境や公衆衛生への影響が懸念される。
- 11条検査の結果のうち、漏水が確認された件数の68%が単独処理浄化槽で占めており、年々増加しており、今後も老朽化による漏水が発見される例はさらに増加することが推測される。



11条検査不適正事項のうち、漏水の検出事例の経年推移



# 1. 改正浄化槽法

## 浄化槽法の一部を改正する法律の概要（令和元年6月12日参議院本会議で成立、6月19日公布）

施行日:令和2年4月1日

### 法改正の背景

※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。

・我が国では単独処理浄化槽（※）が浄化槽全体の50%、400万基残存\*。

環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。⇒ 第1・第2・第5

・水質に関する定期検査の受検率は43.1%\*にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。⇒ 第3～第7

\*平成30年度末当時

### 第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

### 第2 公共浄化槽

#### 一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

（計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象）

#### 二 排水設備の設置等

・公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

⇒違反者には勧告・命令が可能。

・市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。（国による市町村への援助も規定）

#### 三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

・排水設備の検査 ・ 使用に係る料金 など

### 第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

### 第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

### 第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

### 第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

### 第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないこと。

# 1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

## (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針【令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣決定】

※ 環境大臣が定める指針

地方公共団体が「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる考え方及び「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に係る手続について、参考となる一般的な考え方を示すもの。

### 第1章 「特定既存単独処理浄化槽の措置」の検討

1. 法に定義される「特定既存単独処理浄化槽」
2. 具体の事案に対する措置の検討
  - (1) 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」の概要
  - (2) 「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」の要否の判断
  - (3) 11条検査と立入検査の関係

### 第2章 「特定既存単独処理浄化槽の措置」を講ずるに際して参考となる考え方

1. 「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項
2. 「特定既存単独処理浄化槽」を把握するための根拠となる情報

### 第3章 「特定既存単独処理浄化槽」に対する措置の実施

1. 立入検査
  - (1) 立入検査の実施
  - (2) 指定検査機関との連携
2. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への助言又は指導（法附則第11条第1項）
  - (1) 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への告知
  - (2) 指導又は助言後の対応
3. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への勧告（法附則第11条第2項）
4. 「特定既存単独処理浄化槽」の浄化槽管理者への命令（法附則第11条第3項）
  - (1) 弁明の機会の付与
  - (2) 命令の通知
  - (3) 処分等の求め
5. 勧告又は命令後の対応

### 別紙

〔別紙1〕「特定既存単独処理浄化槽」の判断の参考となる事項  
〔別紙2〕判断の考え方  
〔別紙3〕「特定既存単独処理浄化槽」の措置の参考となる考え方

# 1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

## (2) 指針[別紙]の概要

### [別紙1] 「特定既存単独処理浄化槽」の判定の参考となる事項

「特定既存単独処理浄化槽」の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断している必要がある。

#### <外形状況や性能状況（一例）>

##### ①重要項目

項目	参考となる事項
浄化槽本体	・浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。 ・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。 ・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。等
水平の狂い	・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。等

##### ②その他の項目

項目	参考となる事項
ばっ気装置	・適切な水流が確保されていない。
消毒装置	・消毒設備が破損、脱落又は欠落している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。
流入管渠、放流管渠	・定常的に勾配不良や閉塞等による滞留や逆流がある。 ・放流先等からの逆流がある。 ・著しい破損または漏水がある。等

#### <周辺環境への影響（一例）>

##### ③周辺環境への影響

項目	参考となる事項
悪臭等の発生状況	浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。
放流水の水質	放流水の透視度が4度(4cm)未満である。
放流水質等の規制	条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。
飲用井戸の設置状況	浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。

#### <参考となる情報>

##### ④参考となる情報

項目	参考となる事項
過去の補修等の実績	以前に本体又は内部設備（②その他の項目に係る附帯設備を含む）で補修や部品の交換を行った実績がある。
構造基準	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。

### [別紙3] 「特定既存単独処理浄化槽」の措置の参考となる考え方

#### (1) 除却

- ケース1：「①重要項目」に1つでも該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当
- ケース2：「②その他の項目」に複数該当 かつ 「③周辺環境への影響」に1つでも該当 かつ 「④参考となる情報」に1つでも該当

#### (2) 補修や付帯設備の交換

- 「特定既存単独処理浄化槽」に該当するが「除却」の措置に該当しない特定既存単独処理浄化槽

# 1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

## (3) 指針[別紙2]① 重要項目

### (イ) 浄化槽本体の著しい破損又は変形、漏水の状況

浄化槽本体に著しい破損や劣化、変形が発生しているか否か、槽本体から外部への漏水が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽本体に著しい破損又は劣化箇所がある。</li> <li>・隔壁等の内部設備に影響を及ぼす程度の変形がある。</li> <li>・漏水している（槽内水位が所定位置より大幅に低下）。</li> <li>・現場打ちの場合には、躯体部に著しい腐食又は劣化がある。</li> </ul>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 【切迫性の考え方】

- ・漏水が認められた場合は、地下水等への過大な影響が懸念されることから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
  - ・旧構造基準（昭和44年建設省告示第1726号）に基づくFRP製既存単独処理浄化槽は、既に耐用年数の30年※1を超過しており、腐食や亀裂が確認された場合は、将来漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。
  - ・旧構造基準（昭和44年建設省告示第1726号）に基づく鉄筋コンクリート製既存単独処理浄化槽は、汚水処理施設の鉄筋コンクリート構造物の標準耐用年数が50年※2であり、腐食や亀裂が確認された場合には、漏水や崩落等が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響や危険等についての切迫性は高いと判断する。
- ※1 FRP製浄化槽の耐久性に関する考察（公益財団法人日本環境整備教育センター 小川 浩、大森英昭）  
 ※2 下水道事業の手引きより抜粋（監修／国土交通省水管理・国土保全局 下水道部）

#### 【措置の考え方】

- ・耐用年数を超過した既存単独処理浄化槽において破損や亀裂、著しい変形、漏水等が認められた場合は、当該箇所を補修したとしても材質そのものが劣化しているため、他の箇所では何かの異常が発生すると考えられることから、補修せずに合併処理浄化槽に交換することが望ましい。
- ・FRP製既存単独処理浄化槽の破損等を補修した場合、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修を行わなければならないおそれがあることから、係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。
- ・鉄筋コンクリート製既存単独処理浄化槽の破損等を補修する場合、安全面の観点から、上部鉄筋コンクリートを除去する必要があることから、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

### (ロ) 浄化槽本体の著しい水平の狂い、浮上又は沈下の状況

浄化槽本体の水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損が発生しているか否か、不均等な攪拌や短絡水流や堆積汚泥分布に著しい偏りが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

調査項目例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水平の狂いや浮上又は沈下により、不均等な攪拌や短絡水流が形成されている。</li> <li>・水平の狂いや浮上又は沈下により、腐敗タンク（室）や沈殿分離タンク（室）、沈殿室の堆積汚泥が極度に偏っている。</li> <li>・水平の狂いや浮上又は沈下により、管渠や空気配管、内部設備等の破損がある。</li> </ul>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 【切迫性の考え方】

- ・著しい水平の狂いや浮上又は沈下による管渠の亀裂や破損又はそのおそれがある場合、当該箇所から漏水が生じる蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた場合、空気配管や内部設備の破損や脱落、異常な水流の発生等、浄化槽の内部設備や附帯設備に複合的な異常をもたらすことは明らかであり、このことにより処理機能が著しく低下し、または汚泥の流出によって適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

#### 【措置の考え方】

著しい水平の狂いや浮上又は沈下が生じた既存単独処理浄化槽を補修する場合、槽本体を傷つけないよう掘り起こし、再度適正に据え付けなければならないことから、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

# 1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

## (4) 指針[別紙2]② その他の項目(その1)

### (イ) 浄化槽の内部設備

各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落しているか否か、構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない、又は破損、浮上、脱落等が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

#### 調査項目例

- ・各室の隔壁や仕切板が著しく破損、変形、脱落又は欠落している。
- ・構造上、充填されるべき接触材やろ材が充填されていない。又は破損、浮上、脱落が生じている。

#### 【切迫性の考え方】

- ・各室の隔壁や仕切板に破損や変形、脱落又は欠落により、異なる単位装置の槽内水が区別なく混じりあうなど、当該単位装置が所期の性能を発揮していないと判断される場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・ろ材や接触材が著しく破損している又は充填されていない他、槽内水のほとんどがろ材や接触材の間を通過していないと判断できる場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

#### 【措置の考え方】

- ・部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不能」と判断する。
- ・隔壁等が著しく破損している場合には、本体の補修同様、歪み等が生じて他の部分の破損等を連鎖的に招き、繰り返し補修が必要となることから、係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。

### (ロ) 平面酸化床、散水ろ床

平面酸化床又は散水ろ床に、著しい破損や傾きが発生しているか否か、それにより汚泥等が特定の場所に著しく堆積したり破損部分から短絡したりして、不適正な水流が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。

#### 調査項目例

- ・著しい破損がある。
- ・破損や傾きにより、短絡流や不適正な水流が発生している。
- ・剥離生物膜が特定の箇所に堆積し、適切な水流を妨げている。

#### 【切迫性の考え方】

- ・散水樋の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐敗室流出水が散水樋をほとんど経由することなく流下している場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。
- ・平面酸化床の著しい破損や傾き、それによる偏った汚泥等の著しい堆積により、腐敗室流出水が直接消毒室に移流しているなどの著しい短絡現象が認められる場合は、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。

#### 【措置の考え方】

- ・散水樋や平面酸化床の著しい破損や傾きの補修には、手作業によるモルタル造形が必要な場合が多く、補修に係る費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。
- ・部品が入手不可能な場合は「補修不能」と判断する。

# 1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

## (4) 指針[別紙2]② その他の項目(その2)

(ハ) ばっ気装置 (散気式・機械式)	
不適正な水流が発生しているか否かなどを判断する。	
調査項目例	・適正な水流が確保されていない。
【切迫性の考え方】 ・ばっ気装置の破損等により、攪拌水流が停止あるいは著しく弱い場合、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。	
【措置の考え方】 ・送風機から浄化槽本体までの地中で空気配管が破損している場合は、補修費用が高額になる場合があることに留意すること。 ・機械式の場合は、修理に必要な部品が入手できない場合があることに留意すること。	

(ニ) 消毒装置	
消毒装置が破損、脱落又は欠落しているか否か、薬剤筒に固定不良があるか否などを基に総合的に判断する。	
調査項目例	・消毒装置が破損、脱落又は欠落している。 ・薬剤筒が適正に固定されていない。
【切迫性の考え方】 ・消毒設備が欠落している場合、処理水が未消毒のまま定常的に放流されていることは明らかで、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。	
【措置の考え方】 ・部品の入手が不可能で、補修できない場合は「補修不能」と判断する。	

# 1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

## (4) 指針[別紙2]③ 周辺環境への影響、参考となる情報

周辺環境への影響	
調査項目例	<ul style="list-style-type: none"><li>・浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭、害虫、騒音の発生がある。</li><li>・放流水の透視度が4度(4cm)未満である。</li><li>・条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある。</li><li>・浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸がある。</li></ul>
参考となる事項	
(イ) 過去の補修等の実績	
以前に本体又は内部設備の補修を行った実績があるか否かについて、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。	
調査項目例	以前に本体又は内部設備の補修等を行った実績がある。
【切迫性の考え方】	<ul style="list-style-type: none"><li>・以前に本体の補修を行った実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、漏水が発生する蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。</li><li>・以前に内部設備の補修を行った実績があり、再び同一箇所又は関連する箇所に著しい破損等が発生した場合には、浄化槽の所期の性能が発揮できず、適正な放流水質が確保できない蓋然性が高いことから、周辺環境への悪影響についての切迫性は高いと判断する。</li></ul>
【措置の考え方】	以前に本体又は内部設備の補修等を行った実績がある場合、繰り返し補修が必要となることから、かかる費用が合併処理浄化槽への転換費用を超える可能性があることに留意すること。
(ロ) 浄化槽の構造基準	
旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）であるか否かを確認して、特定既存単独処理浄化槽の措置を判断する場合の参考とする。	
調査項目例	旧構造基準に基づいて設置された単独処理浄化槽（昭和44年以前に設置された単独処理浄化槽を含む）である。

# 2. 特定既存単独処理浄化槽の指導等への流れ

## 情報収集・把握・スクリーニング

指定検査機関

**11条検査の結果**

重要

保守点検  
清掃業者

維持管理  
情報

近隣住民等

苦情情報

市町村

情報提供  
(連携)

○維持管理情報  
・浄化槽台帳の集積情報  
・協議会から得られた情報  
・報告徴収制度による収集情報 等

都道府県

立入検査

浄化槽  
管理者

判断・措置

**特定既存  
単独処理浄化槽**

- ①助言・指導  
(法附則第11条第1項)
- ②勧告  
(同条 第2項)
- ③命令  
(同条 第3項)

※参考として、既存単独処理  
浄化槽の放流水への条例に基  
づく水質規制の有無の確認。

**③に違反；罰金（30万円以下）**  
(法附則第11条第5項)

### ◎判定の考え方のポイント

(切迫性)

- ・周辺環境等への悪影響等の懸念
- ・耐用年数を超過している場合には、  
周辺環境への影響や危険性等

(措置)

- ・補修しても、劣化によって他の箇所  
への影響等が考えられる場合あり。
- ・補修費用が合併処理浄化槽への転換  
費用を超える場合あり。
- ・部品は入手不可能である場合は補修  
不可能と判断する。 他

# 3. 特定既存単独処理浄化槽の該当例

## 現場写真

■全体が変形



■上部から水面下まで亀裂（漏水を伴う）



■水面より上の槽壁が破損



■放流管接合部の破損



# 4. 特定既存単独処理浄化槽の措置の考え方

## (1) 指針[別紙3]の除却の措置判断の例

### ケース1

#### いずれか1つでも該当

##### 重要項目

##### イ) 浄化槽本体

- ・著しい破損、劣化
- ・内部設備に影響を及ぼす著しい変形
- ・漏水
- ・現場打ちの場合、躯体部の著しい腐食劣化

##### ロ) 水平の狂い

- ・浮上、沈下による不均等攪拌、短絡水流
- ・堆積汚泥の極度な偏り
- ・管渠や空気配管、内部設備の破損

#### いずれか1つでも該当

##### 周辺環境への影響

##### (調査例)

- ・著しい悪臭、害虫発生、騒音の発生
- ・放流水質（透視度で4度未満）
- ・条例による単独槽への規制
- ・ " " 生活排水への規制
- ・周辺に生活用水の井戸が存在

### ケース2

#### 複数該当

##### その他の項目

##### イ) 内部設備

破損・変形・欠落、充填物なし

##### ロ) 平面酸化・散水ろ床

破損・傾きによる短絡や不適正な水流

##### ハ) ばっ気装置（散気式・機械式）

ばっ気装置の破損、機械攪拌の故障等  
攪拌水流の確保が不十分

##### ニ) 消毒装置

破損、脱落、欠落

薬剤筒の固定が不十分

##### ホ) 流入管渠、放流管渠

勾配不良、閉塞、滞留、逆流、破損、漏水

#### いずれか1つでも該当

##### 参考となる情報

イ) 過去に補修した実績の有無

ロ) 旧構造基準に該当する構造

※昭和44年以前の基準も含む。

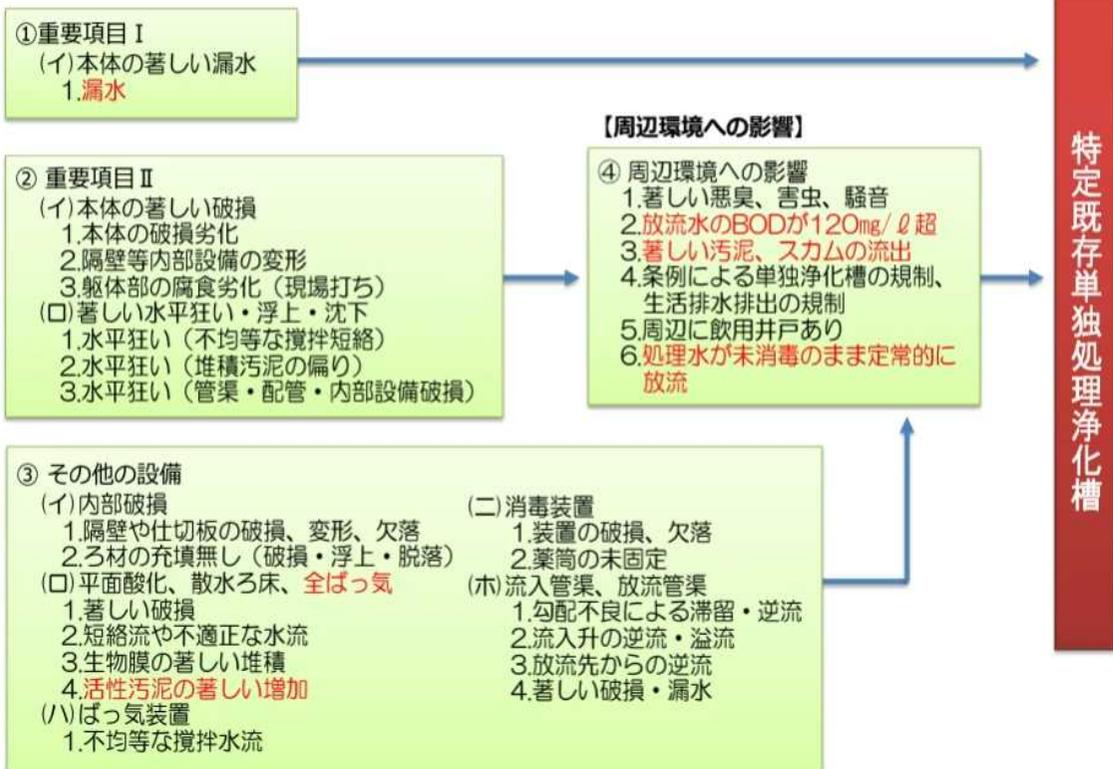
# 5. 特定既存単独処理浄化槽への措置の実例

## 鹿児島県の実例(令和2年度末実績)

- 鹿児島県では、環境大臣指針を参考に県独自の判定フローを作成しており、指定検査機関は11条検査結果から判定フローに従って特定既存単独処理浄化槽に該当すると判断された場合、改善を要する浄化槽の報告書に特定既存単独処理浄化槽に該当する旨付記して県に報告している。
- 県は報告書に従い、鹿児島県浄化槽指導監督要領に基づいて浄化槽管理者に対して文書指導を行っている。
- 令和2年度末実績では、特定既存単独処理浄化槽に該当するもののうち、約61%が改善に至っている。

### ○特定既存単独処理浄化槽（除却の措置）の判定フロー

【外形的状況や性能状況】



### 特定既存単独処理浄化槽 211基

**改善率 60.7%**

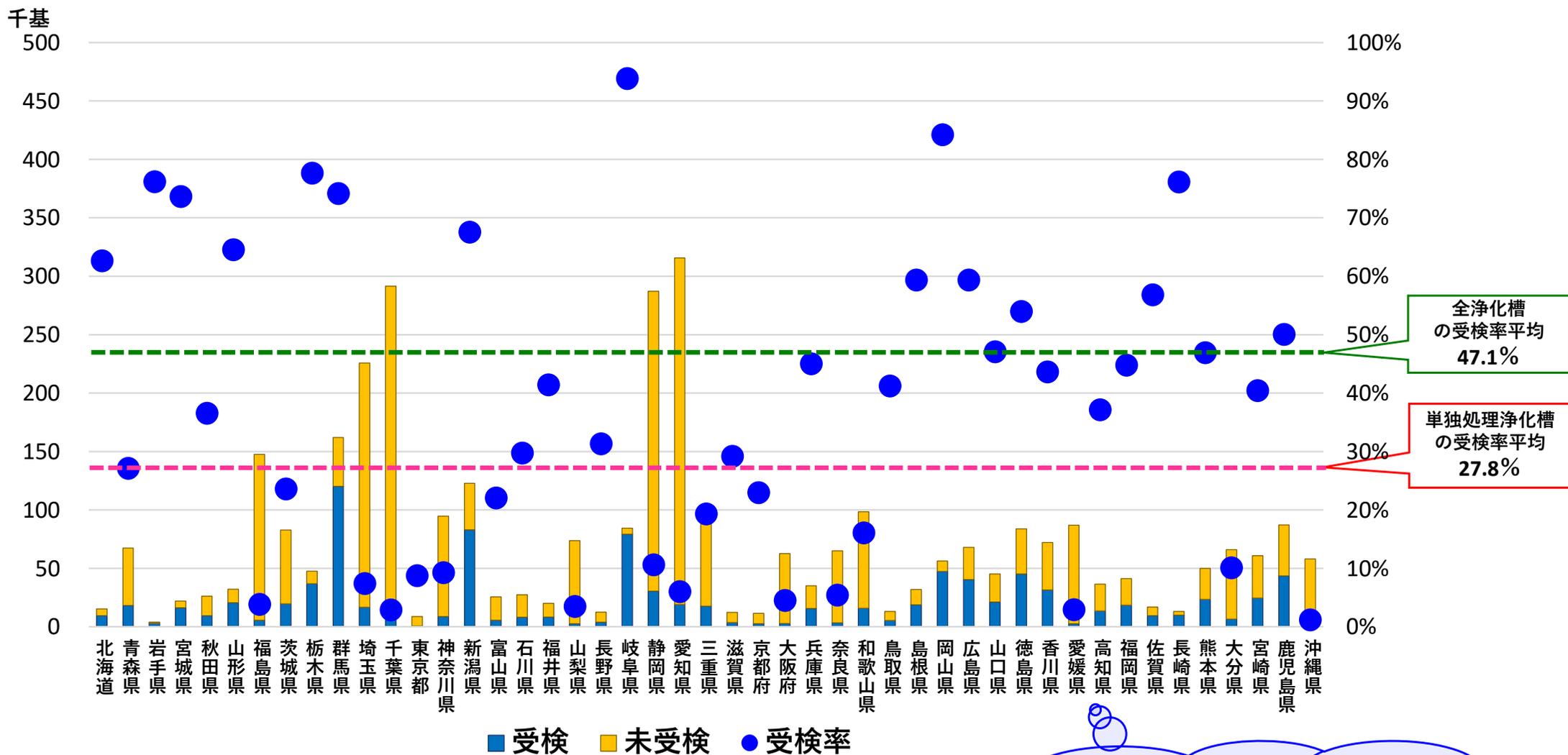
内訳	基数
除却	42基*
休止(未使用)	24基
除却なし改善(修理)	62基
<b>改善済</b>	<b>128基</b>
未改善	81基
受検拒否	2基

\* 除却内訳

- ・**合併処理浄化槽へ入替 31基**
- ・下水道等に接続 10基
- ・建物取り壊し 1基

# 5. 特定既存単独処理浄化槽の判定における法定検査の重要性

都道府県毎の11条検査受検率の状況(単独処理浄化槽のみ:令和3年度末)



11条検査の結果は特定既存単独処理浄化槽の把握には重要な情報。

単独処理浄化槽における11条検査の受検率は全体的に非常に低い状況であり、**特定既存単独処理浄化槽の把握が不十分となっている可能性が高い。**

# まとめ

- 今後、既存の単独処理浄化槽の老朽化が進行し、それにより特定既存単独処理浄化槽が増加することが予想され、適切な指導・勧告が行われなければ、生活環境の保全及び公衆衛生に対して著しい支障が生じることとなる。
- このため、都道府県は迅速かつ的確な指導・勧告等の対応を行う必要があり、特定既存単独処理浄化槽の措置に係る法令の趣旨・内容及び具体的な判定の考え方等について十分把握しておく必要がある。
- 特定既存単独処理浄化槽の把握には、11条検査の結果や維持管理の情報、市町村・協議会との連携による情報把握が重要であり、未受検者には引き続き受検への助言・指導等の対応が必要である。
- 具体的な判定にあたっては、立入検査を含め、浄化槽に関する専門知識を有する指定検査機関との綿密な連携は重要であり、各地域の実情等を反映した判断基準等に従って行われることが適当である。
- 特定既存単独処理浄化槽に該当した場合、当該浄化槽管理者に対しては、浄化槽の状況や生活環境への悪影響、改善等の対応について分かりやすく説明\*する必要があり。また、実例から自主的な合併処理浄化槽への転換を促すきっかけにもなりえる。

\*改善にあたり、補修を行う場合、度々の補修によりトータルコストが嵩み、合併処理浄化槽への転換コストを超える可能性があることも含めて適切な説明が求められる。